

耐震シェルター・防災ベッドの整備費用を補助します

高齢者・障がい者の方へ

酒々井町木造住宅耐震シェルター等整備費補助金

大地震への対策を考えるうえで、住宅の地震対策は耐震改修工事が最も直接的な効果があると言われてしています。

しかし、耐震改修工事が経済的な理由などから行えない場合には、万一の家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として比較的簡単安価に設置できる「耐震シェルター」や「防災ベッド」があります。そこで町では、特に避難弱者となる高齢者の方や障がい者の方に対し、耐震シェルター・防災ベッドを整備する費用を補助します。

※耐震シェルター・防災ベッドについては、地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、公的機関により安全性の評価を受けたものを補助対象とします。

【対象】次にあげる要件をすべて満たす方

- ①昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を所有する方
(所有者の承諾を得られる方も含む)
- ②当該年度の末日に満65才以上の方、
または障がい者の方が居住している世帯
- ③町税等を滞納していない方
- ④暴力団員でない方



【対象となる住宅】

- ①酒々井町にある自己所有の木造住宅（在来工法）で、一戸建て住宅または併用住宅（2階建て以下）
- ②この補助金の交付を受けて、耐震シェルター等の整備がされていない住宅
- ③過去に町で実施している他の制度で住宅耐震工事等の補助を受けていない住宅
- ④建築基準法、都市計画法および関係法令等に違反していないこと。

【補助金額】一戸につき、いずれか1台

- ①耐震シェルター：経費の2分の1の額（ただし上限25万円、千円未満切り捨て）
- ②防災ベッド：経費の2分の1の額（ただし上限10万円、千円未満切り捨て）

※整備に伴う、床の補強工事、家具の転倒防止工事、運搬等に要する費用も含まれます。

【申請受付】令和6年4月15日（月）から令和6年12月27日（金）

※予算の範囲内での補助となります。必ず工事の契約、着工前にまちづくり課まで相談のうえ、申請手続きを行ってください。

【問い合わせ】 酒々井町役場 まちづくり課計画整備班

電話043(496)1171(代)内線156